

野田市水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

野田市水道事業管理者 中沢 哲夫

野田市水道事業規程第2号

野田市水道事業会計規程の一部を改正する規程

野田市水道事業会計規程（平成26年野田市水道事業規程第1号）の一部を次のように改正する。

第113条第1項第1号中「130万円」を「200万円」に改め、同項第2号中「80万円」を「150万円」に改め、同項第3号中「40万円」を「80万円」に改め、同項第4号中「30万円」を「50万円」に改め、同項第6号中「50万円」を「100万円」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。